## ○国立大学法人東京工業大学法人文書管理規程

# 別表

法人文書の保存期間基準及び保存期間満了時の措置

事項	業務の区 分	当該業務に係る 法人文書の類型	具体例	保存期間	保存期間 満了時の 措置				
大学の組織	大学の組織の運営管理に関する決定及びその経緯								
1設立又は改廃及びその経緯		設立又は改廃に 係る登記,財産 的基礎に関する 文書	・登記書 ・国有財産台帳 ・資本金台帳 ・庁舎図面 ・承継計画書	無期限					
2 規程の制定又は改廃	(1) 立案 の検討	イ 立案基礎文 書	<ul><li>・業務方針</li><li>・業務計画</li><li>・学長指示</li></ul>	20年	移管				
及びその経緯		ロ 立案の検討 に関する調査 研究文書	・調査・検討資料・関係団体・関係者のヒアリング						
		ハ 立案の検討 に関する会議 等文書	<ul><li>・開催経緯</li><li>・諮問</li><li>・議事概要・議事録</li><li>・配付資料</li><li>・答申等</li></ul>						
	(2) 関係 機関へ の協議	関係機関協議文書	・協議案 ・関係機関からの質問・意見 ・関係機関への回答						
	(3) 文部 科学大 臣の同 意	文部科学大臣の 同意を求めるた めの決裁文書及 び提出された文 書	・利用等規則案 ・理由,新旧対照条 文,参照条文 ・同意書						
	(4) 制定 又は改 廃	制定又は改廃のための決裁文書	・規程案,細則案 ・利用等規則案,寄 贈寄託文書受入 要綱案 ・法人文書管理規則						

		(5) 文部 科学大 臣への 届出 (6) 公表	文部科学大臣へ の届出に関する 文書 公表に関する文 書			
ာ	文部科 学大臣	国法の令に部臣承めに立討の立人他のよ科の認,関案そ経大法の規る学認の届すのの緯学そ法定文大可求出る検他	に関する調査 研究文書 ハ 国立大学法 人評価委員会 に意見聴取の ための資料と	・ 中	10年	移管
			の求め,届出 等を行うため	・中期計画案 ・届出案 ・報告案 ・公表書		

4 業営針等議決は(項げのく務の・かの及定了他にる除。運方画審び又解の掲も)	業の画議定解る検他経務方等及又に立討重緯のびは関案そ要営・審決了すののな	イ書 立	・業務方針 ・業務計画 ・学長指示 ・調査・検討資料 ・関係団ケング ・配付資料 ・配付資料 ・議事概 ア解文書	10年	移管
5 運交施及計にる計にる	(1) 運 費 金 要 等 求 す 要 異 4 経 4	運営費交付金, 施設費の要求に 関する文書	• 執行状況調査 • 要求書	10年	廃棄
(3の項 に掲げ るもの を除 く。)	(2) 会計 検査に 関する 重要な 経緯	イ 会計検査院 に提出又は算書 及び証拠書類 ロ 会計検査院 の検査を受け 結果に関する 文書	・計算書 ・証拠書類 (※会計検査院保 有のものを除く。) ・意見又は処置要求 (※会計検査院保 有のものを除く。)	5年	
大学の職員	員の人事に関	引する決定又はその	り経緯		
6 職員の 人事に 関する 事項(1 の項か	(1) 職員 の研修 の実施 に関す る計画	イ 計画の立案 に関する調査 研究文書	<ul><li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li><li>・関係団体・関係者のヒアリング</li></ul>	3年	廃棄

ら <b>5</b> の項 までに 掲げる <b>6</b> く。)	ののそののにるなな機の職研関重経案討他員修す要緯	ロ 計画を制定 又は改廃する ための決裁文 書 ハ 職員の研修 の実施状況が 記録された文	・計画案・実績		
	(2) 職員 の兼業 の許男 で関重 を経緯	書 職員の兼業の許 可の申請書及び 当該申請に対す る許可に関する 文書	<ul><li>申請書</li><li>承認書</li></ul>		
	(3) 退職 手当の 支対する 重要 経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された主	• 調書	支そ支すをとるはい長給の給る行が期年が期に処うで間のか間分こき又のか間	
大学の教育 学生募集に関する事項	学生募集 の企画の 検討その 他の経緯	定又はその経緯 イ 立案基礎文書 ロ 立案の検討 に関する調査	<ul><li>・業務方針</li><li>・業務計画</li><li>・学長指示</li><li>・調査・検討資料</li><li>・関係団体・関係者</li></ul>	5年	廃棄
		研究文書 ハ 立案の検討に関する会議 (事項の最終審議機関)等 文書 ニ 企画を実施	<ul><li>のヒアリング</li><li>・開催経緯</li><li>・議事概要・要旨</li><li>・配付資料</li><li>・企画書</li></ul>		

			• 広報資料 • 実績報告書		
8 入学者 選抜に 関する 事項	入学者選 抜関する 事務の実 施その他	イ 立案基礎文 書	・業務方針 ・業務計画 ・学長指示	10年	廃棄
<b>事</b> 次	の経緯	に関する調査 研究文書	・調査・検討資料・関係団体・関係者のヒアリング		
		に関する会議	・開催経緯 ・議事概要・要旨 ・配付資料		
		<ul><li>ニ 企画を実施するための決裁文書その他実施の過程が記録された文書</li></ul>	・企画書 ・仕様書 ・実績報告書		
9 分学手 続に関 する事	入学手続 に関する 事務の実	イ 立案基礎文 書	・業務方針 ・業務計画 ・学長指示	10年	廃棄
· 項	施その他の経緯	ロ 立案の検討 に関する調査 研究文書	・調査・検討資料 ・関係団体・関係者 のヒアリング		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	に関する会議	・開催経緯 ・議事概要・要旨 ・配付資料		
			・企画書 ・仕様書 ・実績報告書		

		記録された文 書			
教務に 関する 事項	教務に関する事務の実施その他の経緯	ロ 立案・処分 等の検討に関		10年	廃棄
			・開催経緯 ・議事概要・要旨 ・配付資料		
		ニ 企画・処分 等を実施する ための決裁文 書その他実施 の過程が記録 された文書			
			・学籍関係文書 ・卒業・修了証書発 行台帳 ・学位授与関係文書	無期限	
学生支 援に関 する事	学生支援 に関する 事務の実	イ 立案・管理 に関する基礎 文書	<ul><li>・業務方針</li><li>・業務計画</li><li>・学長指示</li></ul>	5年	廃棄
	施その他 の経緯	ロ 立案・管理 に関する調査 研究文書	・調査・検討資料 ・関係団体・関係者 のヒアリング		
		に関する会議	・開催経緯 ・議事概要・要旨 ・配付資料		
		ニ 企画・管理	・企画書		

大学の学術	所研究に関す	を実施するための決裁文書 その他実施の 過程が記録された文書	<ul><li>仕様書</li><li>圣緯</li></ul>		
1 2 学究す項項項11にすのく 研関事の 11 にすのく の 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	<ul><li>(1) 個別 の事業施他要 を の重経</li></ul>	イ 立案・申請 で関する基本 で関する で書・調査 でまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	・関係研究機関・企 業・関係者との調 整に関する文書	5年	廃棄
		<ul><li>ハ 企画を実施 するための決 裁文書その他 実施の過程が 記録された文 書</li></ul>	・企画書 ・採択通知 ・事業成果報告書		
	(2) 機関 とうで 型プェタ を する とうがでいる での とうがでいる。 である。 である。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	イ 立案・申請 に関する基礎 文書・調査研 究文書	・業務方針 ・業務計画 ・学長指示 ・調査・検討資料 ・関係団体・関係者 との調整に関す る文書	10年	
	企画立 案・実施 その重要 な経緯	ロ 立案・申請 に関する会議 (事項の最終 審議機関)等 文書	・開催経緯 ・議事概要・要旨 ・配付資料		
		<ul><li>ハ 企画を実施するための決裁文書その他実施の過程が</li></ul>	・企画書 ・採択通知 ・事業成果報告書		

		記録された文 書			
	(3) 学術 研究の 実施に		・業務方針・計画 ・学長指示	20年	移管
	伴い行 う申請 等に関 する事	ロ 立案に関す る会議(事項 の最終審議機 関)等文書	・開催経緯 ・議事概要・要旨 ・配付資料		
	務 施 の 重 他 の 重 緯	するための決 裁文書その他	・国有特許・国際特 許申請書類 ・省庁等ヒアリング ・各種承認申請書類		
1 学術研 3 究関係 資料に	学術研究 関係資料 の収集・管	準・管理に関	・業務方針・業務計 画 ・学長指示	10年	廃棄
文書	理に関する事務の実施の重要な経緯	ロ 立案・基 準・管理に関 する調査研究 文書	・調査・検討資料 ・海外機関・関係者 との調整に関す る文書		
	7よ ル土 ルギ	準・管理に関	・開催経緯 ・議事概要・要旨 ・配付資料		
		<ul><li>事業を実施するための決裁文書その他実施の過程が記録された文書</li></ul>	・相互利用 ・除籍,購入,寄贈 及び交換	5年	
			・蔵書目録 ・利用統計 ・蔵書統計	無期限	

大学と地	或社会との選	車携, 国際交流に関	関する事項		
1 国際交 4流に関 する事	事業に関	イ 立案に関する基礎文書	・業務方針・業務計 画 ・学長指示	10年	廃棄
項	の実施その他の重要な経緯	ロ 立案に関す る調査研究文 書	・調査・検討資料 ・海外機関・関係者 との調整に関す る文書		
		<ul><li>か 立案に関する会議(事項の最終審議機関)等文書</li></ul>	・開催経緯 ・議事概要・要旨 ・配付資料		
		ニ 企画を実施 するための決 裁文書その他 実施の過程が 記録された文 書	• 交流協定書		
1 地域社 5 会との 連携に	地域社会との連携に関する	イ 企画・立案 に関する基礎 文書	・業務方針・業務計 画 ・学長指示	10年	廃棄
関する 事項	事業の実 施その他 の重要な 経緯	ロ 企画・立案 に関する調査 研究文書	・調査・検討資料 ・自治体・関係者と の会議等調整に 関する文書		
		<ul><li>ハ 企画・立案</li><li>に関する会議</li><li>(事項の最終</li><li>審議機関)等</li><li>文書</li></ul>	・開催経緯 ・議事概要・要旨 ・配付資料		
		<ul><li>ニ 企画を実施するための決裁文書その他実施の過程が記録された文書</li></ul>	・企画書 ・実施報告書		

個人の	(1) 行政	イ 立案の検討	・開催経緯	10年	廃棄
3権利義	手続法	に関する会議	• 諮問		
務の得	(平成5	等文書	・議事概要・議事録		
喪及び	年法律		•配付資料		
その経	第88号)		•中間答申,最終答		
緯	第5条第		申,中間報告,最		
	1項の審		終報告,建議,提		
	查基準,		言		
	同法第	ロ 立案の検討	・外国・自治体・民		
	12条第1	に関する調査	間企業の状況調		
	項の処	研究文書	查		
	分基準,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- 一 ・関係団体・関係者		
	同法第6		のヒアリング		
	条の標	ハ 行政手続法	・審査基準案・処分		
	準的な	第5条第1項の	上 基準案 基準案		
	期間に	審査基準,同	医 学 采		
	関する	番重塞草,同   法第12条第1			
	立案の	項の処分基準			
	検討そ	を定めるため			
	の他の	の決裁文書			
	重要な		一一一一一一一一一		
	経緯	二 行政手続法	・標準処理期間案		
		第6条の標準   的な期間を定			
		めるための決			
		裁文書			
	(2) 許認	許認可等をする	・審査案	許認可等	
	可等に	ための決裁文書	・理由	の効力が	
	関する	その他許認可等		消滅する	

に至る過程が記

不利益処分をす

るための決裁文

書その他当該処 分に至る過程が

記録された文書

• 処分案

・理由

録された文書

重要な

経緯

(3) 不利

益処分

に関す

る重要 な経緯 日に係る

特定日以

後5年

5年

(4) 中にる等け討他要緯	又るにのし ロ スを決他至録は不お内た 会	<ul> <li>・不服申立書</li> <li>・録取書</li> <li>・諮問ののでは、一部のでは、一部のでは、できます。</li> <li>・許には、一部のでは、できまります。</li> <li>・おいたのでは、できまります。</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	裁定のさに定10年、の分るる以決他が日特後	
(5) を者るのそのに関する	イ 訴訟の提起 に関する文書 ロ 訴訟におけ る主張又は立 証に関する文 書	<ul> <li>・訴状</li> <li>・期日呼出状</li> <li>・答弁書</li> <li>・準備書面</li> <li>・各種申立書</li> <li>・口頭弁論</li> <li>・証人等調書</li> <li>・書証</li> </ul>	訴訟が終 結する特 に係る特 定日以後 10年	
な経緯 その他の事項	ハ 判決書又は 和解調書	• 判決書 • 和解調書		
1 栄典又 栄典又は 7 は表彰 表彰の授 に関す 与又はは る事項 く奪の重 要な経緯	イ 栄典又は表 彰の授与又は はく奪のため の決裁文書	<ul><li>選考基準</li><li>選考案</li><li>伝達</li></ul>	10年	移管
女は性性	ロ 栄典又は表 彰の授与の結	• 受賞者名簿	無期限	

			果を証明する			
1	文書の	文書の管	文書 イ 法人文書フ	・法人文書ファイル	常用	_
	管理等	理等	アイル管理簿	管理簿		
	に関す		その他の業務			
	る事項		に常時利用す			
			るものとして 継続的に保存			
			本がお法人文			
			書			
			ロ 取得した文	・受付簿	5年	廃棄
			書の管理を行			
			うための帳簿			
			ハ 決裁文書の	• 決裁簿	30年	廃棄
			管理を行うた			
			めの帳簿			
			ニ 法人文書フ	・移管・廃棄簿	20年	移管
			アイル等の移			
			管又は廃棄の			
			状況が記録さ れた帳簿			
1	W- A	)4 A		四人 口放大事	10年	<b>**</b>
			法令,条例,閣議その他の事項	・照会・回答文書 ・取得文書	10年	廃棄
		の他の事	に関する関係機	・議事概要・議事録		
	の事項	項に関す	関, 地方公共団	•配付資料		
	に関す	る関係機	体との協議又は	• 報告書		
	る関係	関,地方公	調整に関する文			
7	機関,地	共団体と	書			
	方公共	の協議又				
	団体と	は調整及				
	の協議	びその経				
	又は調 整に関	緯				
	せる事					
	ァッテ 項(1の					
	項から					
	18の項					
	までに					

掲げる			
ものを			
除く。)			

#### 備考

- この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - 1 立案基礎文書 立案の基礎となった業務方針、計画等が記録された文書
  - 2 会議等文書 会議その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を 構成員とする懇談会その他の会合(この表において「会議等」という。)に 検討のための資料として提出された文書及び会議等の議事,答申,建議,報 告若しくは意見が記録された文書その他会議等における決定若しくは了解 又はこれらに至る過程が記録された文書
  - 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録され た文書
  - 4 決裁文書 大学の意思決定の権限を有する者が押印,署名又はこれらに類する行為を行うことにより,その内容を大学の意思として決定し,又は確認した法人文書
  - 5 特定日 第13条の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年 度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって,4月1日 以外の日を特定日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理 者が認める場合にあっては,その日)
- 二 1の項から19の項の各項について,人事院規則その他の規定・通知等により 別に保存年限の定めがあるものは,当該定めによる。
- 三 本表の第三欄は、第8条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程 並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な 法人文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録され た文書」は、大学における重要な経緯が記録された文書である。
- 四 本表各項の第五欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二 欄に掲げる業務を主管する課等に適用するものとする。
- 五 本表の第六欄に掲げる保存期間満了時の措置は、以下のとおりとする。
  - 1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、第8条において、大学における経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されていることから、大学運営上の主要な活動に係る意思決定等その他重要な事項が

記録された文書等は、保存期間満了後には公文書室に移管するものとする。

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の法人文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)~(4)に沿って行う。

- (1) 「移管」とされている文書が含まれている法人文書ファイル等はすべて移管することとする。ただし、公文書室と文書管理者との協議により、 重要性がないと判断されるものについては廃棄することができる。
- (2) 「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社 会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされる ようなものについては、移管が必要となる。
- (3) 移管については、当該業務を主管する部局等の文書管理者において行うものとする。
- (4) 本表に記載のない業務に関しては、1の基本的考え方に照らして、公文書室と協議の上、文書管理者において個別に判断するものとする。
- 六 本表が適用されない法人文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌 し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた標準文書 保存期間基準を定めるものとする。

#### 別紙様式第1号(第13条関係)

#### 標準文書保存期間基準

#### 部局等名

分	類	標準法人文書ファイル等名	保存期間	備考
大分類	中分類	(小分類)		

#### 別紙様式第2号(第16条関係)

### 法人文書ファイル管理簿

分類		法人文書ファイル等名	作成・	作成・取得	起算日
大分類	中分類	(小分類)	取得者	年度	

保存 期間	保存期間 満了日	媒体の 種別	保存 場所	管理者	保存期間満 了時の措置	備考

#### 別紙様式第3号(第17条関係)

#### 法人文書ファイル移管・廃棄簿

分類		法人文書ファイル等名	作成・	作成・取得	起算日
大分類	中分類	(小分類)	取得者	年度	

保存 期間	保存期間 満了日	媒体の 種別	保存 場所	管理者	保存期間満 了時の措置	備考

別紙様式第1号(第13条関係) 別紙様式第2号(第16条関係) 別紙様式第3号(第17条関係)